

新たな外国人材の受入れ制度
2019年4月1日からスタート！

外国人向け

特定技能特設サイトはこちら↓



在留資格 「特定技能」が創設されました

今回の制度は、深刻な人手不足の状況に対応するため、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人を受け入れる制度です。



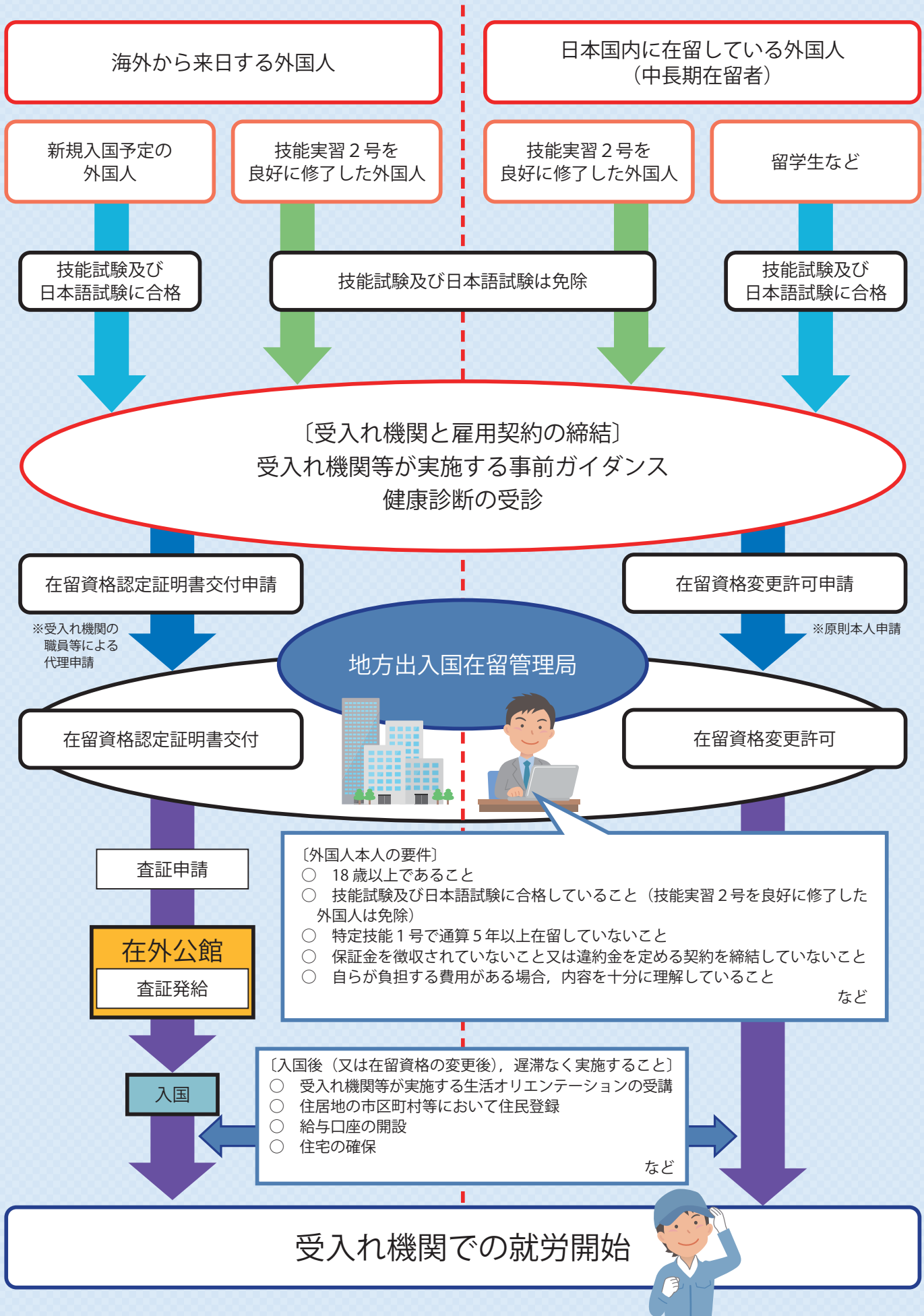
特定技能 1号※

特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

- 在留期間：1年，6か月又は4か月ごとの更新，通算で上限5年まで
- 技能水準：試験等で確認（技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除）
- 日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除）
- 家族の帯同：基本的に認められない
- 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

※在留資格「特定技能」には、特定技能1号と特定技能2号の2種類があります。特定技能2号は、特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格です。

1号特定技能外国人の受入れ手続の概要



特定産業分野と従事する業務

| 特定産業分野 | 分野所管行政機関 | 従事する業務 |
|---------------|----------|--|
| 1 介護 | 厚労省 | ・身体介護等（利用者の心身の状況に応じた入浴，食事，排せつの介助等）のほか，これに付随する支援業務（レクリエーションの実施，機能訓練の補助等） （注）訪問系サービスは対象外 [1 試験区分] |
| 2 ビルクリーニング | | ・建築物内部の清掃 [1 試験区分] |
| 3 素形材産業 | 経産省 | ・鋳造 ・金属プレス加工 ・仕上げ ・溶接 ・鍛造 ・工場板金 ・機械検査 ・ダイカスト ・めっき ・機械保全 ・機械加工 ・アルミニウム陽極酸化処理 ・塗装 [13 試験区分] |
| 4 産業機械製造業 | | ・鋳造 ・塗装 ・仕上げ ・電気機器組立て ・溶接 ・鍛造 ・鉄工 ・機械検査 ・プリント配線板製造 ・工業包装 ・ダイカスト ・工場板金 ・機械保全 ・プラスチック成形 ・機械加工 ・めっき ・電子機器組立て ・金属プレス加工 [18 試験区分] |
| 5 電気・電子情報関連産業 | | ・機械加工 ・仕上げ ・プリント配線板製造 ・工業包装 ・金属プレス加工 ・機械保全 ・プラスチック成形 ・工場板金 ・電子機器組立て ・塗装 ・めっき ・電気機器組立て ・溶接 [13 試験区分] |
| 6 建設 | 国交省 | ・型枠施工 ・土工 ・内装仕上げ／表装 ・保温保冷 ・左官 ・屋根ふき ・とび ・吹付ウレタン断熱 ・コンクリート圧送 ・電気通信 ・建築大工 ・海洋土木 ・トンネル推進工 ・鉄筋施工 ・配管 ・建設機械施工 ・鉄筋継手 ・建築板金 [18 試験区分] |
| 7 造船・船用工業 | | ・溶接 ・仕上げ ・塗装 ・機械加工 ・鉄工 ・電気機器組立て [6 試験区分] |
| 8 自動車整備 | | ・自動車の日常点検整備，定期点検整備，分解整備 [1 試験区分] |
| 9 航空 | | ・空港グランドハンドリング（地上走行支援業務，手荷物・貨物取扱業務等） ・航空機整備（機体，装備品等の整備業務等） [2 試験区分] |
| 10 宿泊 | | ・フロント，企画・広報，接客，レストランサービス等の宿泊サービスの提供 [1 試験区分] |
| 11 農業 | 農水省 | ・耕種農業全般（栽培管理，農産物の集出荷・選別等） ・畜産農業全般（飼養管理，畜産物の集出荷・選別等） [2 試験区分] |
| 12 漁業 | | ・漁業（漁具の製作・補修，水産動植物の探索，漁具・漁労機械の操作，水産動植物の採捕，漁獲物の処理・保蔵，安全衛生の確保等） ・養殖業（養殖資材の製作・補修・管理，養殖水産動植物の育成管理・収穫（穫）・処理，安全衛生の確保等） [2 試験区分] |
| 13 飲食料品製造業 | | ・飲食料品製造業全般（飲食料品（酒類を除く）の製造・加工，安全衛生） [1 試験区分] |
| 14 外食業 | | ・外食業全般（飲食物調理，接客，店舗管理） [1 試験区分] |

よくあるご質問

Q 母国における外国人の学歴は必要ですか。

A 学歴については，特に求めていません。なお，特定技能外国人は，18歳以上である必要があります。

Q 特定技能2号は，どの分野で認められますか。

A 「建設分野」，「造船・船用工業分野」で認められます。

Q 技能実習2号から特定技能1号に移行する場合，技能実習で従事していた活動と特定技能で従事する活動との間の関連性についてはどの程度求められるのですか。

A 各分野の分野別運用要領において特定技能外国人が従事する業務と技能実習2号移行対象職種との関連性がそれぞれ明記されていますので，そちらをご確認ください。

| 官署名 | 住 所 | 連絡先 |
|---|----------------------------------|--|
| 出入国在留管理庁総務課広報係 | 東京都千代田区霞が関1-1-1 | 03-3580-4111 (2737) |
| 札幌出入国在留管理局総務課 | 北海道札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎 | 011-261-7502 |
| 仙台出入国在留管理局総務課 | 宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20 仙台第2法務合同庁舎 | 022-256-6076 |
| 東京出入国在留管理局就労審査第三部門 | 東京都港区港南5-5-30 | 0570-034259 (内線330) |
| 東京出入国在留管理局横浜支局総務課 | 神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7 | 045-769-1720 |
| 名古屋出入国在留管理局 ○受入れ・共生関係 →審査管理部門 ○在留資格「特定技能」関係 →就労審査第二部門 | 愛知県名古屋市港区正保町5-18 | 審査管理部門 052-559-2112 就労審査第二部門 052-559-2110 |
| 大阪出入国在留管理局総務課 | 大阪府大阪市住之江区南港北1-29-53 | 06-4703-2100 |
| 大阪出入国在留管理局神戸支局総務課 | 兵庫県神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎 | 078-391-6377 (代) |
| 広島出入国在留管理局就労・永住審査部門 | 広島県広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎 | 082-221-4412 (代) |
| 高松出入国在留管理局総務課 | 香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎 | 087-822-5852 |
| 福岡出入国在留管理局総務課 | 福岡県福岡市中央区舞鶴3-5-25 福岡第一法務総合庁舎 | 092-717-5420 |
| 福岡出入国在留管理局那覇支局審査部門 | 沖縄県那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎 | 098-832-4186 |

○在留資格「特定技能」の詳細については、法務省HPを御参照ください。 →「法務省 特定技能」で検索☆

特定産業分野に関する問合せ先は法務省HPを御参照ください